

平成 19 年 12 月 11 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都渋谷区渋谷三丁目9番10号  
KDC渋谷ビル4階  
ビ・ライフ投資法人  
代表者名 執行役員 上田 求  
(コード番号：8984)

資産運用会社名  
モリモト・アセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役 浅田 利春  
問合せ先 財務経理部長 漆間 裕隆  
TEL. 03-5466-7303

資産運用会社における金融商品取引業の登録申請書類の提出及び業務方法書の変更に関するお知らせ

ビ・ライフ投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるモリモト・アセットマネジメント株式会社は、関東財務局に対し、証券取引法等の一部を改正する法律附則第159条第2項の規定に基づき、金融商品取引法第29条の2第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第2項各号に掲げる書類（以下「登録申請書類」といいます。）を提出すること、及び提出に際し、登録申請書類の一つである業務の内容及び方法を記載した書面（以下「業務方法書」といいます。）の内容を一部変更することを本日決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 業務方法書変更の理由

平成19年9月30日付で金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)が施行されたこと等に伴い、必要かつ適切な記載を業務方法書に反映させるため、内容の一部変更を行ったものです。

2. 業務方法書変更の主な内容

- (1) 金商法に規定される投資運用業を行う金融商品取引業者として、業務運営に関する基本原則、業務執行の方法、業務分掌の方法、苦情の解決のための体制等につき、内容の明確化を行いました。
- (2) 金商法に規定される投資運用業を行う金融商品取引業者として、業として行う金融商品取引行為の種類、投資運用業の種類別、運用権限の再委託等の条項を新たに追加しました。
- (3) その他、参照法令の修正や、軽微な字句の変更を行いました。

3. その他

登録申請書類は、本日以降速やかに提出する予定です。

また、業務方法書の変更は、当該登録申請書類が受理されたことをもって行うこととなります。

以上

※本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.blife-reit.co.jp/>